

十四名、社へ解雇手当を支給及次に次解雇職工  
四十名、全部復職迄手当を付すべしと云ふ人、社例即  
ち否也又

廿三日午前三時半再向署へ會見（会社側より中島  
支那人外五名出陣日署長調停せしめしむるに會  
左記覚書を取交はすと、レ令五名三十分解決、  
備へ就けり

### 覚書

条議、當り者よりなすべし高会は討部代理者  
中島共三ノト渡辺萬蔵外十三名、代理人布施  
承次、葉鴨、松尾、長石、森、勲、夫、五名  
上左記條件に依り条議解決を規定せり

一、大正九年三月九日付の以て、高会より渡辺萬  
蔵等三ノトに解雇命令が出たこと、撤回せり

一、渡辺萬蔵外十三名の右解雇命令、撤回し、  
此に任意に解雇手当を付す

一、高会に右解雇命令を返却し、解雇手当を  
大正九年三月十日付の標本として交付せり

一、渡辺萬蔵外十三名の右解雇命令、撤回し、  
以上、條件に本付し、以上、行ふこと

大正九年三月廿三日

本書二冊を複製し各自一冊を保有せしむるに  
此、外亦二冊、解雇職工四十二名の処置に用ひ、全  
部復職せしむるに要するに於て、布施、勲、夫、五名  
に、島一應職工五名、解雇せしむるに、必要なり、以上、